

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
- 3 法第26条の規定により読み替えて適用する法第22条第1項ただし書の規定により、法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供については、市規則で定める特定個人情報について、法の目的に鑑みて、手続を行うものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第38号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(令和3年9月8日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月26日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年2月26日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	地域福祉に関する事務であって市規則で定めるもの
2 市長	高齢者に関する事務であって市規則で定めるもの
3 市長	介護保険に関する事務であって市規則で定めるもの
4 市長	障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの
5 市長	生活保護に関する事務であって市規則で定めるもの
6 市長	地域医療に関する事務であって市規則で定めるもの
7 市長	医療保険に関する事務であって市規則で定めるもの
8 市長	保健衛生に関する事務であって市規則で定めるもの
9 市長	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの
10 教育委員会	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	市税に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
2 市長	地域福祉に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
3 市長	高齢者に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
4 市長	介護保険に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
5 市長	障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、国民年金に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
6 市長	生活保護に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉に関する情報、障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、母子・父子・寡婦福祉に関する情報、母子保健に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの

7 市長	地域医療に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、母子保健に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
8 市長	医療保険及び国民年金に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
9 市長	保健衛生に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
10 市長	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉に関する情報、障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、国民年金に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
11 市長	住宅及び居住環境の整備に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
12 教育委員会	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの	就学の援助に関する情報及びその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの	教育委員会	就学の援助に関する情報及びその他の情報であって、第2欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
2 教育委員会	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの	市長	障害者(児)福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、第2欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの